

平成 28 年度 第 4 回中区協議会

# 会議資料

平成 28 年 7 月 25 日開催

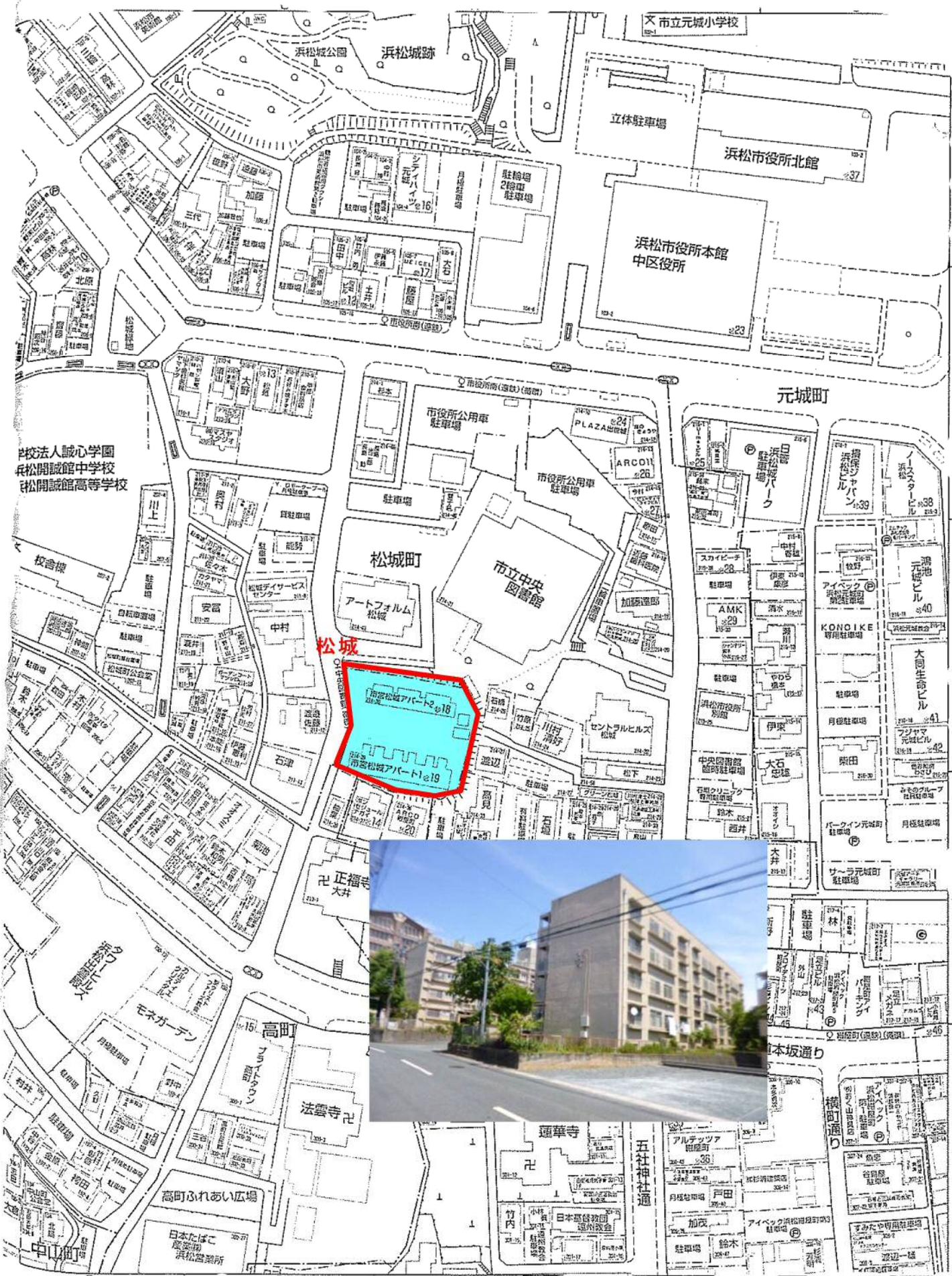
中区協議会

第9号様式

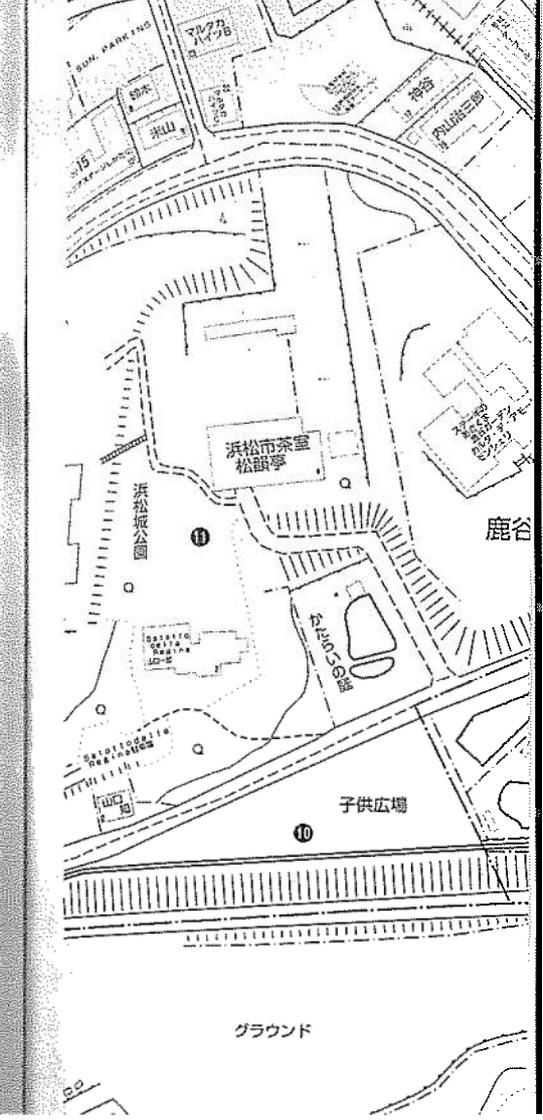
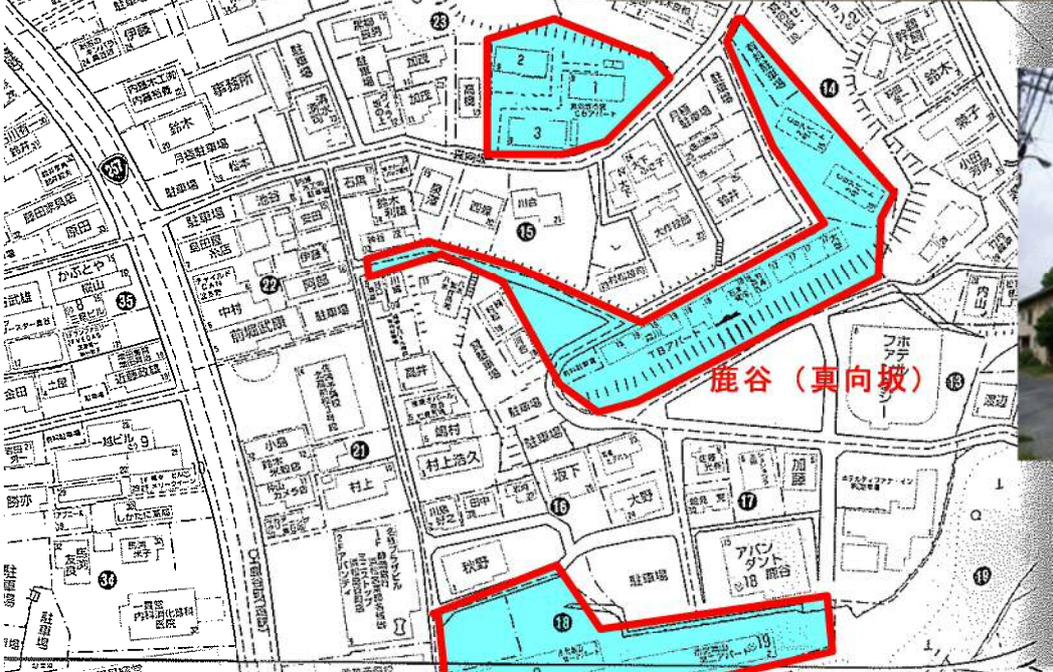
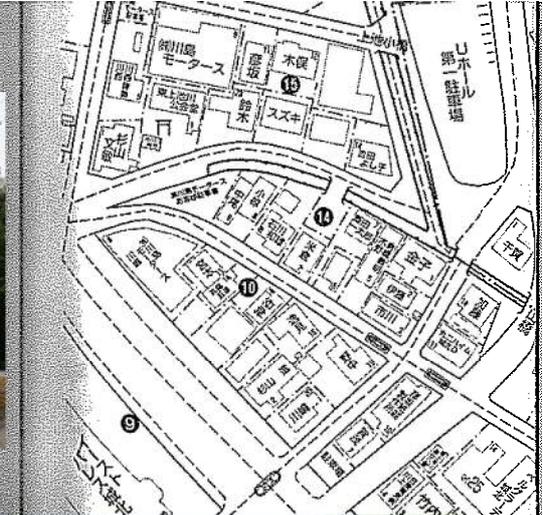
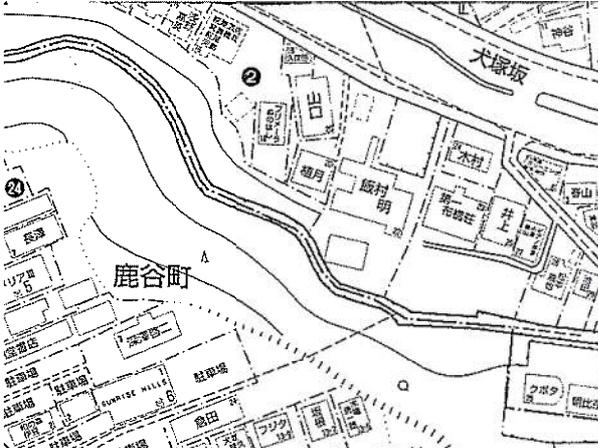
区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	市営住宅（松城団地ほか4団地）の廃止について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>中区には、21団地1,061戸の市営住宅を設置している。</p> <p>このうち、松城団地をはじめ、富塚CB団地、富塚向平団地、鹿谷亀山団地、鹿谷真向坂団地の5団地は、昭和20年代に建設された鉄筋コンクリート造で、築60年以上経過し、公営住宅法の耐用年数(70年)を迎えようとしており、躯体や設備等の老朽化が著しい状況にある。</p> <p>この5団地は、「浜松市営住宅ストック総合活用計画(平成23～32年)」に、集約対象候補団地として位置づけており、市営住宅の居住性の向上と管理運営の効率化を図るため、平成26年度から、民間活力の導入による初生団地の建替えと合わせた計6団地の集約化事業を進めている。</p> <p>現在、集約対象6団地の入居者は、他の市営住宅などへの移転を進めており、本年度内に移転を終了する予定で、富塚CB団地、富塚向平団地、初生団地の入居者移転は、既に完了している。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築60年を過ぎ耐用年限間近となり、老朽化の進行とともに空き家が増加する市営住宅について、民間活力の導入による新たな土地利用を図るため、入居者の移転完了後解体をするものである。</li> <li>・ 松城団地、富塚CB団地、富塚向平団地、鹿谷亀山団地、鹿谷真向坂団地の計5団地を廃止し、解体する。</li> <li>・ 解体後、「浜松市営住宅条例」の一部改正を行い、別表から「松城・富塚(CB)・富塚(向平)・鹿谷(亀山)・鹿谷(真向坂)」団地を削除する。</li> <li>・ 解体時期             <ul style="list-style-type: none"> <li>松城団地・富塚CB団地・富塚向平団地 平成28年7月以降 順次解体予定</li> <li>鹿谷亀山団地・鹿谷真向坂団地 平成29年度以降 順次解体予定</li> </ul> </li> </ul>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：平成28年8月末日
担当課	住宅課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。







グラウンド

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	遠州灘海浜公園について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州灘海浜公園（篠原地区）については、静岡県による基本構想策定事業が終了した。</li> <li>・静岡県の策定した基本構想においては、篠原地区には野球場を導入することが望ましいという結論がされている。</li> <li>・基本構想を踏まえ本市においても大型スポーツ施設調査等特別委員会を立上げ、大型スポーツ施設についての検討を始めている。</li> </ul>
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州灘海浜公園基本構想について</li> <li>・大型スポーツ施設について</li> </ul>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過説明をするもの</li> <li>・資料は当日配付</li> </ul>
担当課	スポーツ振興課、公園課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業「第2種協働センターを核とした課題解決事業」 「親とじいじ・ばあばの子育て応援」事業について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【目的】</b> 子育て中の母親を対象に、ママ友づくりや育児の情報交換、育児ストレスの解消を目的とする活動を実施するほか、託児・保育ボランティアの人材育成を目的とする託児の研修会・実習を実施する。</p> <p>また、家庭・地域での子育て力の向上を目的に、親とじいじ・ばあばを対象とした子育て応援講演会を実施し、世代間の子育てギャップの解消を図る。</p> <p><b>【効果】</b> 当該事業の実施により、託児・保育ボランティアの人材育成が図られ、子育て環境が良好なものとなり、家庭・地域での子育て力の向上が期待できる。</p> <p>また、親には子育て支援を通じて家庭・地域での見守りを実感してもらい、じいじ・ばあばには世代間の子育てギャップの解消となる。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>実施時期：平成28年8月1日～平成28年11月30日 実施場所：東部協働センター 中区相生町23-1 佐藤中町公民館 中区佐藤二丁目18-10</p> <p>事業内容</p> <p>① ママのための健康体操、ヨガ教室 健康体操、ヨガ教室を「江東よちよち広場」、「子育てサロンさとう」において実施する。</p> <p>② 託児セミナー 託児・保育ボランティアの研修、託児・保育実習などを行う。</p> <p>③ 講演会「親とじいじ・ばあばの子育て応援」 世代間での子育てギャップの解消を図り、家庭・地域での子育て力の向上を目指す。</p> <p>概算事業費：250,000円 ※詳細は概算事業費内訳書のとおり 委託先（予定）：江東地区社会福祉協議会</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>協議結果を得たい時期：平成28年7月25日 委託契約締結日           ：平成28年8月 1日</p>
担当課	中区まちづくり推進課（東部協働センター）

## 概算事業費内訳書

(単位：円)

区 分	概 算 額	備 考
報償費	80,000	講師謝礼 ・江東よちよち広場 《ママのための健康体操》 @5,000円×1回=5,000円 ・子育てサロンさとう 《ママのためのヨガ教室》 @5,000円×1回=5,000円 ・託児セミナー @10,000円×4回=40,000円(講師) @5,000円×4回=20,000円(助手) ・講演会 @10,000円×1回=10,000円
需用費 消耗品	126,000	託児・保育用品など 100,000円  募集チラシ @3,000円×2回= 6,000円 事務用品など 20,000円
役務費	32,000	行事参加者傷害保険 19,500円 ・江東よちよち広場 5,000円 ・子育てサロンさとう 5,000円 ・託児セミナー 2,000円 ・講演会 7,500円 収入印紙 @200円×1枚=200円 講演会入場券郵送料 @82円×150通=12,300円
使用料・賃借料	12,000	会場使用料 ・江東よちよち広場 2,760円 ・子育てサロンさとう 1,000円 ・託児セミナー 600円 ・講演会 7,360円
計	250,000	

## 中区協議会が設置する委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりなど、中区の課題について研究・検討するため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第14条第3項の規定に基づき、中区協議会（以下「協議会」という。）が設置する委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は、協議会委員で組織する。

2 委員会の委員の任期は、協議会委員の任期による。

（委員長）

第3条 委員会には、委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ選任するものとする。

（所掌事務）

第4条 委員会は、協議会が議決した事項について研究・検討を行い、協議会に報告する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、中区役所区振興課において処理する。

（細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

## 地域課題について（区協議会委員からの意見等調査について）

## 1 内 容

- 市では、翌年度の予算編成に向けて、区協議会をはじめとする地域の皆様から意見・要望等を伺い、本庁・区役所間の予算・政策等に係る情報共有及び協議調整を行う制度として、「区重点提案事業制度」があります。

この制度は、区役所業務だけでなく各本庁所管課に対し、方向性（課題に対する考え方、予算要求の有無等）について回答を求め、必要に応じて予算への反映を求めて行くものとなります。

つきましては、区協議会委員の皆さまの選出母体等での活動や、日ごろ生活されている中で、お気付きの点などのご意見を調査するものです。

## 2 重点提案事業

- 区協議会をはじめとする地域の皆様から頂いた意見等と区役所内各課からの意見等を取りまとめるうえ、10事業程度を本庁所管課に対し区重点提案事業として提出していきます。

## 3 スケジュール

- 7月の区協議会にて内容を説明し、区協議会委員より意見等を伺う  
【意見提出期限：8月10日（水）・別添「意見等調査表」により提出】
- 区役所各課からの意見聴取【意見提出期限：8月10（水）】
- その後、区長・副区長を中心に区重点提案事業の整理を行い、中区としての提案事業（10事業程度）を選定し本庁所管課へ提出

↓

《今後の予定》

9月 1日（木）	本庁所管課への提案提出期限
9月16日（金）	本庁所管課から区への回答期限
	※ 以降、必要に応じて、区長・所管部長間の協議
10月	予算要求への反映